

## 第280回鳥取県内水面漁場管理委員会

- 1 日時 令和2年5月11日（月）午前10時30分から
- 2 場所 ホテルセントパレス倉吉 チェルシー
- 3 出席者 委員：安藤会長、寺崎委員、竹内委員、絹見委員、水谷委員、川原委員、西本委員  
事務局：平野事務局長、岸本事務局次長、吉村書記  
鳥取県：水産振興局水産課 國米局長、松田係長、永島技師  
栽培漁業センター 田中研究員

### 4 議事

- (1) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議事項）
- (2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）
- (3) その他

#### <議事経過及び結果について>

事務局長による開会の宣言、会長による挨拶の後、会長が議事録署名人として絹見委員、水谷委員を指名した。

#### 議事

- (1) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議事項）  
〔原案に同意する旨が決議された。〕

委員会事務局が資料1に沿って説明した。

#### 〔安藤会長〕

内容については、これまでと同じ内容を踏襲していくということですが、昨年その違反事例が1件ずつあったということで、その違反事例以外に、例えば住民とのトラブルというふうなことは。

#### 〔吉村書記〕

特にないと聞いております。

#### 〔安藤会長〕

従来どおり指示をいただきたいというのが琴浦町さんからの申し出です。各委員さんから御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 〔川原委員〕

その違反事例があったというのも、県外の方ということなんですけれども、そういうことが違反になるという周知はどなたかがやっていますか。来た人が分かるというような形にはなっているのでしょうか。

〔吉村書記〕

はい。周知用の看板は両河川に毎年設置しておりまして、毎年同じように町から通知を出しています。ただ違反に対して昨年度処罰したというような経緯は聞いてないです。

〔安藤会長〕

何か表示がしてあるんですか。

〔川原委員〕

表示とかあるんですか。

〔吉村書記〕

はい、表示はあります。

〔安藤会長〕

それは加勢蛇川と勝田川、それぞれに。

〔吉村書記〕

はい。その指示内容がそのまま看板に載せてあります。

〔安藤会長〕

どこら辺にしてあるんですか。

〔吉村書記〕

河口付近と聞いております。河口付近で違反が多いということなので。

〔川原委員〕

表示があるにもかかわらず、河口付近で違反があったということなんですね。

〔吉村書記〕

そうです。

〔安藤会長〕

ほかに委員さんからありませんか。

〔水谷委員〕

お聞きしたいんですけども、加勢蛇川での放流はないですね。

〔吉村書記〕

すみません。存じ上げません。

〔水谷委員〕

どうなのでしょう。

〔岸本次長〕

恐らく、河口付近で多いですので、天然遡上狙いを含んでいると。

〔水谷委員〕

上流部に谷があり、その直前の集落の一番高い堰堤のところだと記憶しているんですが、古布庄の小学校の付近に、ダムを取り入れのための大きい堰堤があるんです。ダムに向かって水を取って、持っていくための堰堤で、そこはどうしても魚上がれないんですよ。あそこは溪流魚のヤマメがいまして、あの下に、サクラマスか戻りヤマメの類が上がってくることがあるんです。私も、その古布庄の小学校の上流付近で、数年前に29、28センチメートルクラスのヤマメを釣りました。そこから下流だと、水が無く、上がってこれないです。このダムに水を引くためなので、ここから水が落ちてないんですよ。一応、水が出ているんですけど、魚が上がれないほどのすごい勢いで出ていたんです。そこから、アユが上がるのは難しいであろうと。それでもって現状、網が打てるのは確かに河口付近のみなんです。なので、上流までも委員会指示する必要はないのかなと思っています。

加勢蛇川は、上流に行くと、ほぼ古い堰堤は魚道設置がないんですよ。なので、特にこの古布庄から上流は、ダムの高いところで2メートルとか、低いところで1メートル程度で、立って人の頭の高さを単純に超えています。魚道なしの状態でも2メートル近い堰堤が結構設置されています。ちょっと魚が上がるのもきついなという堰堤がまだ解消されてない状態で残っております。もっと高い堰堤、3メートルとか4メートル近くあるような大きな堰堤は、魚道設置を一応されていて、全部埋まっています。魚道の意味が全くない状態で、放置されている状態で、これを魚が野井倉までアユが上がるかといったら、まず釣りをしている人間、夏場でも上でアユを見たことがありません。なので、ここまでも設置が必要なのかなと思いました。

〔安藤会長〕

ありがとうございました。加勢蛇川の投網禁止区域の上段の設定についてですけども、これは今までどおり、投網を打つ人間が河原に近づける範囲は禁止区域にしようということで、野井

倉まで一応禁止区間は設定していたように記憶していますが、そういう理解でいいでしょうか。

〔水谷委員〕

そういうことなら、別にいいです。

〔平野事務局長〕

区域のことなんですけれども、基本的に委員会指示については、先ほど川原委員からもありましたが、誰もが知っているような話を指示するのではなくて、それを正しく理解してもらうためには看板や町のほうは広報等での周知を図っていくということもありますけれども、それ以外の人については、なかなかそういったことを知る機会がないので指示をするものでして、委員会指示でここでは投網はしてはいけないんですよと、できるだけ分かりやすい取決めといたしますか、指示がいいのかなと思います。水谷委員の話については、上流のほうにもいるところはいて、そこが対象になるのかならないのか混乱するというのであれば、きちんとした区域を設定する必要があると思うんですけれども、そうでなければ一番分かりやすく河川名でもって指示を出して、そこは1か月間我慢してくださいという形でいいのかなと、私としては思います。

〔安藤会長〕

いかがでしょうか、ほかの委員さん。

〔絹見委員〕

これ、看板設置、パトロールとあるんですけど、誰がされるんですか。

〔吉村書記〕

琴浦町役場の方がやっておられます。

〔平野事務局長〕

ここは漁業権がない河川ですから。

〔絹見委員〕

ないですね。

〔平野事務局長〕

漁業協同組合というものがなかったので、代わって町が管理をしているという中で、この委員会指示の要望も町から出されていて、当委員会としては、委員会指示を出す条件といたしますか、代わりに町できちんとした周知、管理はしてくださいという趣旨で出していますので、そこは町がされるということになります。

〔絹見委員〕

分かりました。

〔安藤会長〕

ほかにどうでしょうか。

〔竹内委員〕

いいと思います。

〔安藤会長〕

ありがとうございました。禁止区域の上段については、これは琴浦町からの要望が出ている範囲でもありますし、琴浦町の要望を認めていきたいという方向で、今回の委員会としては指示をしていきたいと思っておりますので、この内容で指示をしてください。

(2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について（協議事項）

〔原案に同意する旨が決議された。〕

委員会事務局が資料に沿って説明した。

〔平野事務局長〕

この件につきましては、1年前の委員会でも同じ話をしたと思うんですけども、4年ぐらい前の委員会で、当時の担当者の説明では、そろそろ水産庁の協議が整うので、規則のほうに入れますと。そうなったら、この委員会指示はなくなりますという説明をしていたところなんですけれども、なかなか水産庁の事前協議の中での了解が得られなくて、漁協の要望もありますので、引き続き委員会指示を出して規制していくということでお願いをするものです。今となっては、いつ水産庁の協議が整うのか正直分からないんですけども、引き続き努力をしていきますので、よろしく願いいたします。

〔安藤会長〕

ありがとうございます。昨年も、同じような説明を聞いたような気がしますけれども、水産庁の担当者が替わる度に一からスタートということで、大変御苦労が多いと思っておりますけれども、末永く力強く協議を進めてください。

水産庁との協議が整う前まではこの委員会指示ということで、大口堰周辺の採捕の指示を出そうということなんですけれども、これについてはいかがですか。

田中さんのほうはどうですか。近年のアユの生息状況について、大口堰上下流の辺は、どういう把握しておられますでしょうか。

〔田中研究員〕

近年、皆様も御存じのとおり、天然遡上が非常に少ない状況になっております。ですので、千代川全域的に、堰堤もアユが少ない状態なんですけど、堰堤の下手に聞いたところでは多数のアユが見られるということがありますので、こういったところはアユの集まりやすい状況にあると思っております。

〔安藤会長〕

あそこはアユだけじゃなくて、全ての水産動物の採捕禁止になりますよね。それは、私の経験からしても、大口堰の下流の辺、砂場には、アユだとか小さい魚もその他にも稚魚もたくさん上がってきて、大分、見受けられますけども、そういうのも採捕禁止の対象です。これについて、委員の皆さんのほうから御意見はどうでしょう。

〔絹見委員〕

アユはサイズに関してどう見るか。

〔安藤会長〕

寺崎委員さん、どうでしょうか。

〔寺崎委員〕

ないです。

〔安藤会長〕

サイズは特にないですか。

〔寺崎委員〕

なし。

〔安藤会長〕

ありがとうございました。これは、指示看板が上流端と下流端に立っていますね。

〔吉村書記〕

そうです。千代川漁協さんが立てられております。

〔安藤会長〕

通年禁止ということですね。それについて、今までトラブルみたいなのは入っていますか。

[吉村書記]

そうですね、年に数件ほど県にも話が入ってきます。

[安藤会長]

その内容というのは、どういうことになりますか。

[吉村書記]

住民からの通報で、釣りをやっている人がいるとか、魚を獲っている人がいるという話があります。1か月前ぐらいには、千代川漁協さんがテグスを張りに入ったときにも、住民の方か分からないのですが、川でいろいろ何かしている人がいると話が入ってきました。

[安藤会長]

それは漁協さんがですか。

[吉村書記]

はい。漁協さんがテグス張りをしているところを釣りをしていると勘違いされて。

[安藤会長]

そういう通報も入ると。

[吉村書記]

はい、あります。

[平野事務局長]

実際、県に、そこでやっている人がいるという話がありまして、そのときもこの水産課にいる職員で出かけていったこともあるんですけども、基本的にここの委員会指示というのが、千代川漁協さんのほうの要望に基づいて、現段階では委員会指示ということですので、寺崎委員がいらっしゃいますので、ぜひ漁協でも気がついたときには指導をお願いしたいと思いますし、それでも手に負えないというときには、県に連絡していただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

[安藤会長]

そのほか委員さんの方からはどうでしょう。

[水谷委員]

こちらの禁止区域で、テグスを張るときに何か漁協であるという目印というか、旗とかね、ああいうのはつけられているんですか。

〔寺崎委員〕

多分つけてないですね。

〔安藤会長〕

今あるのは看板だけですね。

〔水谷委員〕

そういう調査とかテグスを張ったりとか、そういうので漁協さんがやっているのを見間違えて通報があったということがあったんですけども、そういう作業とかされるときに、やっているかもしれないが、何かその目印になるような旗を立てるか何かしていますか。

〔安藤会長〕

特別採捕を申請して調査を行う場合は、漁協がそういう旗を立てます。

〔水谷委員〕

そう。テグスをかけられるときも、ちょっとそういうのを1つ立てて何か目印をつけておかれれば、恐らく今後は減るとは思うのです。

〔寺崎委員〕

帽子とかシャツとかは漁協のマークをつけて入っているはずなのですが、ちょっとそのところは確認してないですね。

〔水谷委員〕

そこまで見えない可能性があります。今後も同じようなことが繰り返されないようにするためには、そういうところをされてもいいのかなど。

〔寺崎委員〕

検討しておきます。

〔安藤会長〕

ありがとうございます。そういう誤認がないような何か分別しようという考え方ですね。ほかはどうでしょうか。ないようでしたら、この案のとおり指示してもらってよろしいでしょうか。

〔一同〕

はい。



[安藤会長]

はい。では、これでお願ひします。

(3) その他

[安藤会長]

続きまして、議事の(3)その他の内容ですけど、県から何かございますでしょうか。

[岸本次長]

では、私のほうから1つだけ説明させていただきます。現在漁業調整規則の改正を行っているところなんですけども、大体スケジュール感としましては、今年の12月の恐らく上旬、14日辺りになると思いますけども、そこで改正漁業法が施行されます。それに併せて、県の調整規則の改定案も施行されることとなります。それに先立ちまして、県の調整規則の公布を、遅くても10月終わりぐらいまでには、何とか県公報に載せて、公布する予定で考えているところでございます。

先ほど出ました大口堰の規則化ですけども、この漁業法改正に伴う規則改正が終わってからはないと国も受け付けないというか、話に乗れないということですので、来年以降に国と協議を進めさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

[安藤会長]

漁業法の改正を受けて、これから変わることもあると思いますけど、その前に事前にということもありますので、また会議でいろいろ詰めていきたいと思ひます。私たちが協力できることはやらせていただきますので、その都度教えていただければと思ひますので、制度の調整もよろしくお願ひします。

そのほか何かございますか。委員の皆さんのほうから、何かこういうことがあるんだけどとか、こういうことが目に余るんだけどとか、こういうことを心配しているとか、何かありましたら。

ないようですので、本日の委員会の内容については以上ですので、事務局にお返しします。

## 5 閉会

[平野事務局長]

以上で、鳥取県内水面漁場管理委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 会長

署名委員

署名委員

# 第280回鳥取県内水面漁場管理委員会

## 議 事 次 第

日時：令和2年5月11日（月）午前10時30分から

場所：ホテルセントパレス倉吉 チェルシー

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 事

(1) あゆの採捕禁止（加勢蛇川、勝田川）に関する指示について（協議事項）

(2) 千代川大口堰周辺区域における水産動物の採捕禁止に係る指示について  
（協議事項）

(3) その他

6 閉 会

## 第 2 8 0 回鳥取県内水面漁場管理委員会出席者名簿

(任期：平成 2 8 年 1 2 月 1 日～令和 2 年 1 1 月 3 0 日)

### < 委員会 >

区分	氏名	所属等	備考	出欠
漁業者代表 (3名)	てらさき けんいち 寺崎 健一	千代川漁業協同組合 代表理事組合長		
	たけうち てつろう 竹内 哲郎	日野川水系漁業協同組合 理事		
	きぬみ おすたか 絹見 康孝	東郷湖漁業協同組合 理事		
遊漁者代表 (2名)	あんどう じゅん 安藤 重敏	国土交通省環境アドバイザー	会長	
	すいたに ゆかり 水谷 由香里	元関金小学校非常勤職員		
学識経験 (3名)	かわはら みよこ 川原 三紀子	元米子高校非常勤講師		
	にしもと ゆかり 西本 ゆかり	天神川漁業協同組合職員		
	ばんばら まさこ 番原 昌子	環境省中国四国地方環境事務所 大山隠岐国立公園管理事務所 自然保護管補佐		欠

### < 鳥取県 >

所属	職名	氏名
鳥取県農林水産部水産振興局	局長	國米 洋一
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	係長	松田 成史
鳥取県栽培漁業センター増殖推進室	研究員	田中 靖
鳥取県農林水産部水産振興局水産課漁業調整担当	水産技師	永島 宗弥

### < 委員会事務局 >

役職	氏名	備考
事務局長	平野 誠師	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長
次長	岸本 好博	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 課長補佐
書記	吉村 龍斗	鳥取県農林水産部水産振興局水産課 主事



第202000027569号  
令和2年5月1日

鳥取県内水面漁場管理委員会  
会長 安藤 重敏 様

鳥取県農林水産部水産振興局長  
國米 洋一



令和2年度投網によるあゆの採捕禁止に係る委員会指示について（協議）

琴浦町長から別添のとおり要望書が提出されたため、加勢蛇川及び勝田川における投網によるあゆの採捕禁止期間の設定について、協議します。



## 令和 2 年度におけるあゆの採捕禁止に関する指示について

### 1 指示の目的

県内の内水面におけるあゆの採捕に関し、各地域の実情に応じて制限をかけることで、資源の保護を図るとともに、漁場の使用に関する紛争の防止を図るため。

### 2 あゆの採捕禁止に関する指示の背景・経過

- ・ 漁獲圧の高い投網による採捕開始時期を遅らせ、あゆ資源の保護を図り、さお釣りの人があゆ採捕を楽しめる期間を確保してほしいという琴浦町からの要望を受けて指示を発出。
  - ・ 加勢蛇川（平成 12 年度～）
  - ・ 勝田川（平成 13 年度～）

### 3 令和 2 年度における指示案

(1) 琴浦町からの要望書 P3～5

(2) 指示の告示案 P6

### 4 これまでの当委員会における協議内容及び結果

#### ○ 第 237 回委員会（平成 21 年 5 月 13 日）

##### （協議内容）

- ・ 平成 22 年からは次のような取扱いとする。

##### ① 漁業権を免許されている河川（千代川、天神川、日野川）

原則、当委員会が特に必要と認めた場合を除き、指示を出さない（各漁業権者の管理に任せる）。

（理由）

県内水面漁業調整規則に規定する採捕禁止の期間又は区域（以下、「採捕禁止期間等」という。）以外の採捕禁止期間等を設定する場合、その河川が漁業権を免許されている河川であれば、漁業権魚種の適正な管理が求められる漁業権者（漁業協同組合）が定める「行使規則」及び「遊漁規則」により、必要に応じて設定されることが望ましい。

第五種共同漁業権の免許を受けた者（漁業協同組合）には、漁業権魚種の増殖義務が課せられる（漁業法第 127 条）。増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることを裏腹に漁業権免許されているもの。

##### ② 漁業権を免許していない河川（加勢蛇川、勝田川等）

委員会が特に必要と認めた場合に限り、指示を発出する。

## 【参考法令等】

### ○ 鳥取県内水面漁業調整規則（抜粋）

#### （禁止期間）

第26条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

水産動植物の種類	禁止期間
あゆ	2月1日から5月31日まで及び9月26日から10月31日まで

### ○ 漁業法（抜粋）

#### （海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第67条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

#### （内水面漁場管理委員会）

#### 第130条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

### ○ 各漁協の遊漁規則（行使規則）によるあゆ採捕に関する規定

6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が毎年定めて公表する期間





鳥取県内水面漁場管理委員会

会長 安藤 重敏 様

## 要 望 書

加勢蛇川、勝田川における投網によるアユ採捕禁止期間の設定について

琴浦町長 小 松 弘 明



[要旨]

加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 2 6 6 地先えん提から下流の区域）及び勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 1 5 4 - 1 地先佐崎橋から下流の区域）に於いて、6月1日から6月30日までの間、アユの投網による採捕禁止について、格別のご高配をいただきますようお願いいたします。

[説明]

加勢蛇川、勝田川は琴浦町にとって重要な水源であり、また川魚にとって繁殖、生育に重要な河川であります。

加勢蛇川は、昔から名前のごとく、氾濫を起こすために堰堤等の整備が進められ、魚道も年次的に整備され魚の住む、環境整備も行われてきました。

平成12年度より投網禁止の指示をいただき、広報、看板設置及びパトロール等にて、町内外の釣り人の方々への周知を図ってきましたが、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕がまだまだ行われている状態です。

勝田川は、そこに棲む漁種も豊富で、特にアユ漁の解禁期間は、多くの釣り人で大変賑わっています。県の御協力を得て、平成11年度から7箇所魚道設置や、成美地区に親水公園を整備していただくなど、勝田川の環境美化に努めてまいりました。また、平成13年から平成15年に、アユの資源の確保と河川の環境美化アピールを目的に、アユの放流を実施し、資源回復の状況を見守っているところです。

また、近年は船上小学校の生徒がアユの放流を行っており、アユの遡上を楽しみにしていますが、加勢蛇川と同様、6月1日のアユの解禁と同時に、河口付近にて投網による採捕のため、一網打尽となっています。

つきましては、アユ資源を守り、多くの遊漁者のためにも6月1日から6月30日までの間、投網による採捕の禁止等による適切な処置を、本年も引き続き、とっていただきますようお願い申し上げます。

令和2年4月1日

# 琴浦町全図



案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 67 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和 2 年 5 月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安藤 重敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）	投網	令和 2 年 6 月 1 日から同月 30 日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）	投網	令和 2 年 6 月 1 日から同月 30 日まで



第202000027854号  
令和2年5月1日

鳥取県内水面漁場管理委員会  
会長 安藤 重敏 様

鳥取県農林水産部水産振興局長  
國米 洋一



令和2年度千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に係る委員会指示  
について（協議）

千代川大口堰において水産動物の保護を図るため、採捕禁止に係る委員会指示について協議します。



## 千代川大口堰における水産動物の採捕禁止に関する指示について

### 1 指示の目的

千代川大口堰においては、特にあゆをはじめとする魚類の遡上阻害等が発生しており、水産動物の保護を図る必要があるため。

### 2 状況・経過について

- ・ 県規則では、当該区域における水産動植物の採捕を禁止していない。（千代川漁業協同組合の漁業権行使規則・遊漁規則では禁止されている。）
- ・ 平成22年度に千代川漁業協同組合から、当該区域を県規則で禁止区域に設定するよう、要望書が提出された。
- ・ これまでに県が実施した調査では、当該えん堰直下には、あゆを主とする魚類が多数滞留することが認められる。
- ・ 平成24年度、当該えん堰の上流部においてあゆの降下調査を実施し滞留していることを栽培漁業センターが確認。
- ・ 現在、県規則により当該区域における採捕を禁止するため、水産庁と協議中。

### 3 指示案：p. 3 参照

#### 【参考法令等】

##### ○ 漁業法（抜粋）

（海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示）

第 67 条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

（内水面漁場管理委員会）

##### 第 130 条

- 1 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
- 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
- 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。

## 千代川漁業協同組合遊漁規則

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

略	1月1日から 12月31日まで
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から上流 240 メートルから上流 535 メートルの地点 までの区域	
略	略

### ○ 鳥取県内水面漁業調整規則

(試験研究等の適用除外)

第38条 第26条から第35条まで及び前条の規定は、試験研究、教育実習又は増殖用の種苗(種卵を含む。)の供給(自給を含む。)(以下本条において「試験研究等」という。)のため水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、様式第10号による許可申請書により許可を知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の許可をしたときは、その申請者に様式第11号による許可証を交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第1項の許可をするに当たり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。

7 第1項の許可を受けた者は、許可証の記載事項について変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第2項から第4項までの規定は、前項の変更の許可についてこれを準用する。

9 第22条及び第23条の規定は、第1項の許可を受けた者にこれを準用する。



# 案

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和2年5月 日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

## 1 指示内容

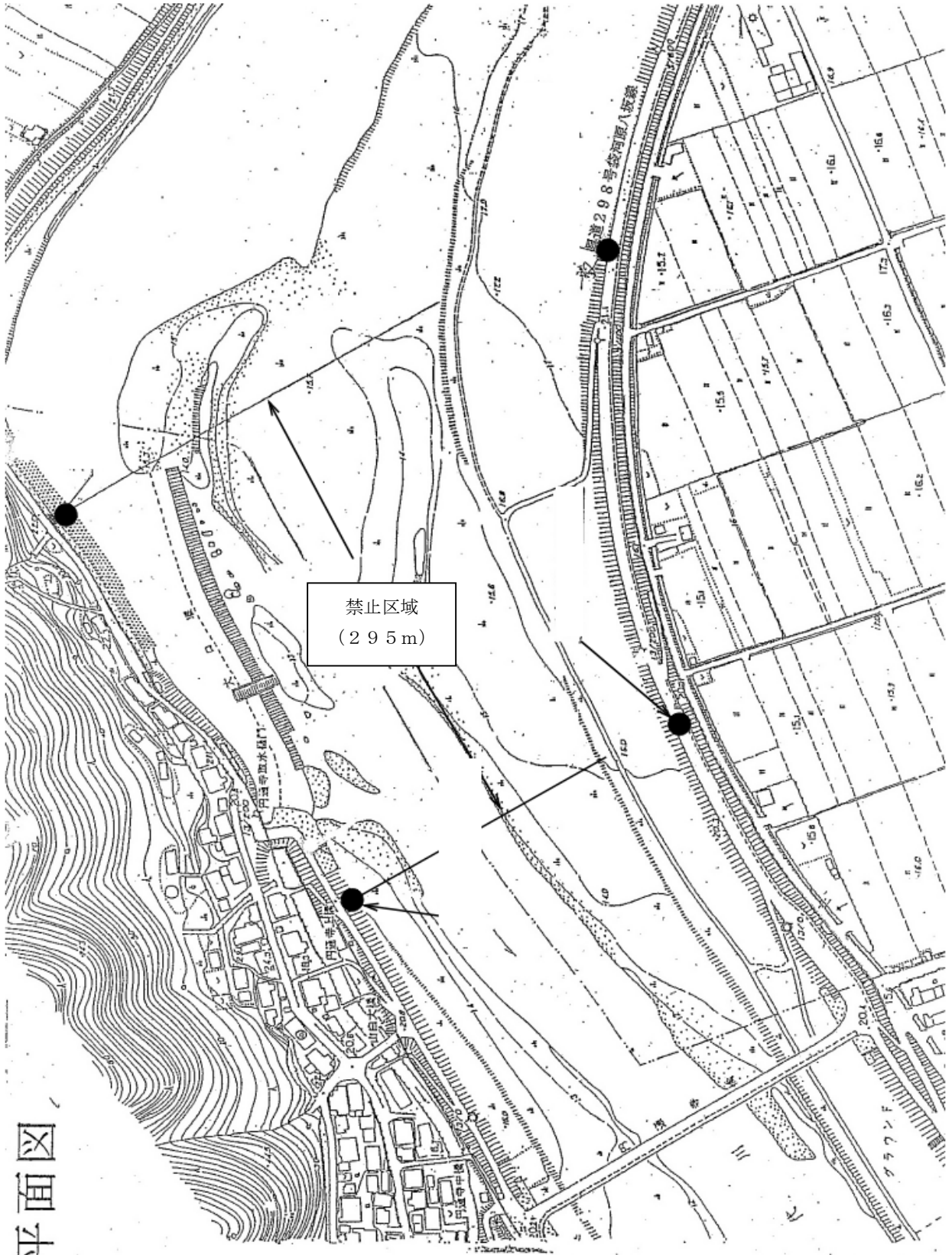
鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1)鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2)鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

## 2 指示期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

参考図 (大口堰)



平面図